

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社サンキ
代表者及び住所 京都府亀岡市千代川町高野林西ノ畑25-4
代表取締役 坂本 淳子
2. 指名停止措置期間 : 令和6年12月6日から令和6年12月19日まで(2週間)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社サンキは、令和5年11月22日に亀岡市発注の工事において、資格のない者が移動式クレーンを運転し、作業員1名が死亡する事故を発生させた。
これにより、同社社長(当時)は、令和6年9月11日に亀岡区検察庁から労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪で略式起訴され、同年9月26日に亀岡簡易裁判所から罰金70万円の略式命令を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社サンキの社長(当時)が労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪で略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2週間を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)